

## 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する意見収集について

### 1. 意見照会の概要

絶滅のおそれのある野生生物の保全に関して、点検会議の資料等を踏まえて以下のとおり意見照会を実施した。

- 募集期間：平成 23 年 11 月 15 日（火）～平成 23 年 12 月 22 日（木）
- 対 象：学会、自然保護団体など 18 団体
- 照会方法：文書による郵送
- 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール

### 2. 提出された意見数

- 意見提出数：学会 5 団体、自然保護団体 3 団体  
※なお、提出された意見については別添に集約した。

### 3. 意見提出団体一覧

◆学会	
	日本生態学会 自然保護専門委員会
	日本哺乳類学会 保護管理専門委員会
	日本鳥学会
	日本貝類学会
	日本植物分類学会
◆自然保護団体	
	生物多様性保全・法制度ネットワーク
	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン
	公益財団法人 日本自然保護協会

関連学会のご意見概要		御意見数
1	レッドデータブックに掲載された絶滅のおそれのある野生生物には、里地・里山や都市近郊などに生息・生育しているものも多く、農林水産省、国土交通省の所管する法律についても種の存続に対する影響あるいは生息生育地の保全に関する寄与という視点から点検すべきである。	1
2	環境省は、沿岸・海域に生息・生育する野生生物種のレッドデータブックの作成を急ぐとともに、水産庁との覚書を見直し、沿岸・海域に生息・生育する野生生物を種の保存法の政令指定種に指定すべきである。	1
3	英国の環境スチュワードシップ制度に見るように、農林水産業や市民活動に対する奨励的措置を法制度に組み込むことが求められる。	1
4	生物多様性基本法に基づき生物多様性国家戦略に、野生生物の生息生育地の連続性を回復するような、個別法を超えた計画を書き込む必要がある。	1
5	都道府県における希少野生動植物種保護条例の実施状況を調査し、優良事例については、国の施策に取り入れるべきである。	1
6	絶滅危惧種の現状や変化の把握・モニタリング調査を網羅的・継続的に実施できる体制を充実させる必要がある。	1
7	現在の希少野生生物の保全政策は、個体の保護、生息地の保護等すべて規制措置のみによって成り立っている。しかし、実際の希少生物の保護を推進するためには、保全回復事業の認定、保全団体の登録、協定の認定とそれに基づく保全回復事業の支援など、各地で保護のための実践活動を行っている団体の支援措置が必須である。	1
8	種の保存法制定時には想定されていなかった新たな希少野生生物への脅威(福島第一原発事故による放射性物質、ネオニコチノイド等の化学物質等)について調査をすすめ、必要に応じ法的規制を含む措置を検討すべきである。	1
9	我が国の哺乳類に関しては、①生息地の減少・劣化と②外来種が主な減少要因であり、過剰捕獲が絶滅危惧要因とされる種はニホンカワウソ及びトド以外にない。このため、捕獲規制自体は保全に有効に働いているとは考えにくい。今後、保護上有効な捕獲規制のあり方について検討を進めてほしい。	1
10	外来種対策として、奄美大島と沖縄島におけるマングース防除は高く評価でき、根絶まで継続して取り組むよう強く要望する。また、絶滅危惧哺乳類に大きな影響を及ぼしているノネコ、ノイヌ、ノヤギについても、現在各地で取組が行われているが、対策をより一層推進してほしい。	1
11	森林性、洞穴性コウモリ類やトクノシマトゲネズミ等の生息地の減少・劣化が主要因である種については、生息地の保全・回復などの十分な対策が取られていない。一般に哺乳類は個体群の存続に広域を必要とするため、広域のランドスケープ管理など、法的規制のみにとらわれない環境保全計画立案の仕組みを検討してほしい。具体的施策として、絶滅危惧種が集中する地区の保全や、洞穴性コウモリ類に関しては、重要な洞穴の特定とその保全などピンポイントの対策も有効と考えられる。	1
12	生息地の減少・劣化に関連し、今後、環境影響評価作業を充実するとともに、様々な環境改変行為が絶滅危惧種に及ぼす影響と悪影響の軽減策について調査研究の推進を図ってほしい。	1
13	ツシマヤマメコでは、「特定鳥獣保護管理計画」などを活用したシカと意図的に導入されたイノシシによる影響への対策を求めたい。	1
14	哺乳類の場合、域外保全は難しい種が多く、基本的には域内保全が最優先されるべき。一方で、飼育繁殖は多くの保全上重要な知見を得ることができ、野生個体群に悪影響を及ぼさないことを前提として、優先度合いに応じて推進することを検討してほしい。例えばオキナワトゲネズミなど、絶滅のおそれが特に高い種については、飼育下個体群確立や野生復帰個体の確保、そのための飼育繁殖技術の開発を検討する必要がある。	1
15	絶滅危惧種であっても、一部を除き分布情報すらきわめて不十分であり、絶滅のおそれの適切な評価も困難である。今後、既存情報を含む情報の収集・整備、継続的な情報収集(モニタリング)のための体制づくりや予算確保を検討してほしい。また、情報の一元化、共有化、違法捕獲等防止を考慮した情報管理のあり方の検討も重要と考える。	1
16	哺乳類の絶滅危惧種42種のうち国内希少種は5種であり、どのような考え方とプロセスで指定に至ったのかも必ずしも明確でない。今後、指定の考え方や基準、手順を明確にするとともに、レッドリスト掲載種を国内希少種に指定することの有効性や緊急性について、専門家会議等を設置して検討し、保護増殖事業による取組が有効な場合は指定していくべき。	1
17	絶滅危惧種生息地の開発や農林業等の環境改変行為を規制する制度は不十分である。「生息地等保護区」は、広域の保全を必要とする哺乳類についての適用が難しく、現状では「自然公園法」、「鳥獣保護法」の「特別保護地区」による開発等規制制度を用いるほかない。今後、有効な仕組みの検討が必要である。また、環境影響評価制度についても精査が必要である。	1

関連学会のご意見概要		御意見数
18	哺乳類の場合、捕獲を伴う調査研究では、国内希少種の場合は「種の保存法」、それ以外の種では「鳥獣保護法」、天然記念物であれば「文化財保護法」上の許可をそれぞれ取得しなければならないのが現状である。特に「文化財保護法」と他の2法の間では手続きが重複しており、手続きに時間がかかることで当該種の保全を目的とした活動に支障をきたすおそれもあることから、捕獲許可に当たっての手続きの一元化と迅速処理を検討してほしい。	1
19	絶滅危惧種の調査研究において飼育は重要な手法であるが、飼育に際しては「鳥獣保護法」による飼養許可の登録(年1回、1頭ごとに3,000円)が必要となる。同法での飼養許可は、本来は愛玩飼養を規制するための制度と考えられるので、保全目的や学術目的の飼養については登録費用についての配慮を検討してほしい。	1
20	多数・多様な主体が保全に取り組む場合、あるいは保全対象が複数の自治体にわたる場合に、地域事務所や保護センターなどの中心的機関が全体を把握し、必要に応じて、役割・機能分担を明確にし、重複の回避、情報の一元化、不適切な活動の是正などを行う仕組みを検討してほしい。また、関連学術団体との緊密な連携、現存の人材活用、新たな専門家の養成を図ってほしい。	1
21	保全施策の点検には、「減少要因把握」に「増加阻害要因把握」も加えるべき。(例えば、写真撮影等による人為的干渉が繁殖に与える影響など。)	1
22	本点検会議に都道府県の野生生物保護担当課も出席すべき。	1
23	貝類の生息状況の正確な把握と保全を国レベルで行う必要がある。	1
24	小笠原諸島の陸産貝類及びハチジョウキセルモドキの保護増殖を検討すべきである。	1
25	樹上性のキセルガイ科の貝類は、採集圧などで、近年は特に個体数の激減が著しいことから、保全を図るべきである。	1
26	石灰岩地に生息する、ムシオイガイ類、洞窟性キセルガイ類は激減しているため、対策を検討するべきである。	1
27	琉球列島のオキナワヤマカタマイマイ亜属は、採集圧による影響や、生息環境の森林等の改変のため、減少していることから保全を図るべきである。	1
28	干潟に生息するオカミミガイ科貝類の保全を図るべきである。	1
29	採集圧のある陸産貝類は、種の保存法による捕獲規制は有効だが、採取が禁止されることよって生息情報が収集されにくいという側面もあることから、結局は生息地の保全が重要である。	1
30	干潟域に生息する種の分布拡大を目指して新たな生息地の造成を行う。	1
31	国内外来種は極めて多いことから、再導入する際の保護すべき対象としての“種＝群”に関して、環境省サイドで、“どれくらいの遺伝的類似性までは許容されるか?”というガイドラインの策定が急務であると考えている。	1
32	資料に“サナダマイマイ”と表記されているが、正しくは「サダマイマイ」なので修正が必要。	1
33	国内希少野生動植物種に指定されているのは87種であり、そのうち植物は維管束植物23種で、蘚苔類、藻類、菌類、地衣類の種は含まれていないことから、今後は蘚苔類、藻類、菌類、地衣類を含めた野生生物の保全を検討していただきたい。	1
34	種の保存法には罰則規定がないため違反しても罰せられないと関係者に聞いたことがあり、法律の周知が進まない一因である。	1
35	蘚苔類、藻類、菌類、地衣類は、現行のレッドリストの選定・評価のシステムをそのまま適用するには無理があるため、評価法についてはそれぞれの分類群の特殊性をより考慮したものを採用することをご検討願いたい。	1
36	保全を目的とした生物種の調査にあたって、国立公園等、法律で採取が禁止されている場所では許可申請が必要になるが、申請から許可まで2~3か月要し、緊急を要する調査や調査への臨機応変な対応の障害となっているため、事業主と許認可機関が同一であるのでより短時間で許可がおりる方法をご検討いただきたい。	1

自然保護団体のご意見概要		御意見数
1	野生生物の保全・施策の点検は、生物多様性基本法第3条の基本原則に照らし合わせて行われるべきである。	2
2	点検会議では、上位法である環境基本法を除いた点検が行われているが、環境基本法も含めて比較検討すべきである。例えば、種の保存法では、環境基本法に明記されている事業者の責務が明記されていない。	1
3	第1回点検会議、資料2①の見直しを行い、関係法令の目的に生物多様性の確保に関する記述を加えるべきである。種の保存法の目的条項に「多様性の確保」が記述されていないことが不備である。	2
4	なぜ種の保存が必要なのか、環境基本法基本理念第3、4、5条および生物多様性基本法前文の趣旨を種の保存法の目的に盛り込む見直しが必要である。	1
5	種の保存法の目的に「人類存続の基盤である限りある環境」という、より切迫性のある環境基本法2条の言葉を追加することで、より積極的に種の保存を図る可能性が広がる。	1
6	レッドデータブックに掲載された絶滅のおそれのある野生生物には、里地・里山や都市近郊などに生息・生育しているものも多く、農林水産省、国土交通省の所管する法律についても種の存続に対する影響あるいは生息生育地の保全に関する寄与という視点から点検すべきである。	2
7	沿岸・海域における野生生物、少なくとも絶滅のおそれに関するデータがある程度蓄積されている種に関しても点検会議の検討の対象に加えるべきである。	2
8	環境省は、沿岸・海域に生息・生育する野生生物種のレッドデータブックの作成を急ぐとともに、水産庁との覚書を見直し、沿岸・海域に生息・生育する野生生物を種の保存法の政令指定種に指定すべきである。	2
9	種の指定のみならず、地域個体群も指定できる制度の検討を行うべきである。	2
10	都道府県民が種指定などの提案権を認める制度の検討が必要である。	2
11	種の指定は、国内外の近縁種も含めて指定できる仕組みを作るべきである。	1
12	種の保存法には、必要があると認める時に保護増殖事業計画を策定するとなっているが、米国のように、種指定時に種の保存、保護増殖事業、更には生息地の保全・回復事業を義務付ける仕組みが必要である。	2
13	生物多様性国家戦略に、野生生物の生息生育地の連続性を回復するような、個別法を超えた計画を書き込む必要がある。	2
14	地方環境事務所は、種の保存のみならず国際的な見地から管理・保全を行う為に、専門官を配置して今後も国が責任を持って進めるべきである。	2
15	絶滅のおそれのある野生生物に関するデータを定期的且つ、継続的にとり、点検、報告する体制を整えるべきである。また、今回のような点検会議を5年毎等、定期的に行えるようにすべきである。	2
16	点検会議の資料には、人の情報が欠落している。希少野生動植物種保存推進員等の絶滅のおそれのある野生生物を保全活動に従事している人員の情報を調査し、分析すべきである。	2
17	様々な調査体制の現状は、研究者のボランティアに近い活動が多く、また、個体数推定ができていない現状がある。フィールドワーカーそのものが絶滅危惧種ではないかと思われる。調査・研究機関の実態把握と、人材育成が必要不可欠である。	2
18	NGO・NPO や学会等の意見聴取のみならず、取りまとめ案については、パブリックコメント手続きを行うべきである。	2
19	提言取りまとめ案のⅠ～Ⅴの前に総括と今後の方向性の記述が必要である。	2
20	COP10において合意された愛知目標1～20の項目に照らし合わせた内容とし数値目標を加えるべきである。	2
21	レッドデータブック等は、日本の生物多様性を評価する為のベースラインデータの一つと考えられる。その情報は、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)」に反映されるべきである。	2
22	種の絶滅の回避に加えて、生息地の保全回復の整備が必要な旨、明記すべきである。	2
23	どのような多様な主体が、どのような形で参画すべきなのか、具体的に記述すべきである。	2
24	「外来種」の記述は、全て「外来生物」に修正すべきである。	2
25	提言には「減少要因に対応する対策に関連した様々な制度の一部が整理された。」と記述し、種の保存に関する法令は多岐にわたり、更なる検証が必要な旨、明記すべきである。	2

自然保護団体のご意見概要(続き)		御意見数
26	IUCN のレッドリストと日本のレッドリストでランクに整合性のない種もあり、見直しが必要な面もあるため、「絶滅危惧種保全の優先度は環境省レッドリストランクを基本とし」とあるが、基本とすべきではない。加味するべきである。	2
27	国が優先して対応すべき種のうち、「我が国の中でも特に重要な生態系がみられる地域に分布する種」に具体的に地域や名称を明記すべきである。	2
28	優先順位部分の「(2)対策効果による視点」については、「生態学的重要性の高い種(キーストーン種、アンブレラ種)などや絶滅危惧種が集中する地域(ホットスポット)に生息・生育する種など保全価値の高い種であって、かつ当該種に対して未実施のものも含めて種の保存法上の施策および他の諸施策を実施することで一定の保全効果が得られる見込みの高い種」とすべき。	1
29	上記保全価値の高い種の保全対策においては、流域単位あるいは陸海沿岸域を一带としたランドスケープ単位で、複数種に対する種の保存法上の施策および他の諸施策を総合的に計画的に実施する必要があることを明記すべきである。	1
30	絶滅危惧種の都道府県における分布状況及び分布都道府県による保全施策の内容・実施状況を踏まえた上で、必要に応じて当該絶滅危惧種の総合的な保全対策について当該都道府県及び関係市町村と協議し、国の保全施策を効果的に展開することを明示すべきである。	1
31	点検会議における条例の施行状況の整理・分析は、一定数以上(およそ10程度)の都道府県に分布する種については、各都道府県の条例等に基づく取組みが十分でない傾向があることを示唆していることにもふれることが望ましい。	1
32	国が優先して対応すべき種のカテゴリーとして、国の公共事業(補助事業を含む)がその存続を脅かす原因となりうる種を加えるべき。	1
33	無駄な公共事業により絶滅の恐れのある種に大きな影響を及ぼしている事実があり、社会的、経済的条件により取組が進まない例がある。社会的、経済的条件の要因を調べて対処する記述が必要である。	2
34	ネオニコチノイドなど有害な化学物質が野生生物に与えている影響も考慮すべきである。	2
35	放射性物質汚染による生物濃縮の影響について、絶滅危惧種のみならず、モニタリングが必要であり、記述が必要である。	1
36	各都道府県のレッドデータブックは、学名と和名が統一されていないケースがある。レッドデータブックの名称の統一と各県のレッドデータブックの策定状況を一元管理する必要がある。	2
37	絶滅危惧種保全施策の点検を将来、効果的に行なうため、環境省地方環境事務所、同生物多様性センター等に専門性のある職員を配置し、野生生物保全施策に関係した研究教育機関、動物園、水族館、博物館等の機関と連携、絶滅危惧種の生息状況と生息環境との相関関係をモニタリングする仕組みと体制を整備すべきことを明示すべきである。	1
38	希少種条例を策定していない県も含めて生物多様性地域戦略の策定を促進する記述が必要である。	2
39	項を一つ増やして、「人材育成のあり方」について記述すべきである。	2
40	希少種に関する学校教育、社会教育に関する記述も必要である。絶滅の恐れのある野生生物についても教育の視点を充実すべきである。	2
41	日本の生物種・個体群の絶滅回避のため、中長期的な保全目標を設定した「野生生物保全戦略」を生物多様性国家戦略のもと、策定すべきである。	1
42	野生生物保全に関する多様な主体の参画の具体的な施策の整備を行うこと。(スチュワードシップ、県の事例など)	1
43	種の保存法政令指定種の選定プロセスの透明性を確保すること。	1
44	種の保存法保護増殖事業計画に、回復のための目標や役割などを明記し、5年に一度は見直すべきである。	1